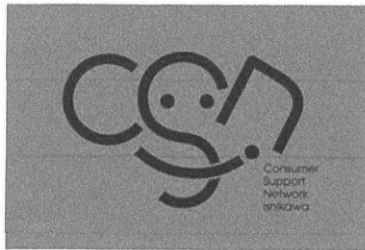


裁判外の差止請求及びその結果の公表について



特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ（以下「当団体」といいます。）は、(株)共立メンテナンスに対し、申入れを行なった結果を令和5年11月16日に当団体のホームページに公表しました。

当団体が問題と考える主な条項は以下のとおりです。

(株)共立メンテナンス（不当条項）

事業者が事業としているドーミインホテル経営事業について、ドーミインホテル宿泊約款「第14条4項」について、駐車場内に不正駐車が発見された場合、不当駐車を行った者へ3万円の損害賠償又は使用料の請求をするという規定に対し、

- ・ 損害賠償請求の場合、損害賠償の範囲はいわゆる実損部分に限定される
- ・ 使用料請求の場合、一般的に短期間かつ一度の駐車において3万円は著しく高額である

ことから、不当条項（消費者契約法第10条）に該当するといえます。

また、「第16条3項」において、宿泊客がホテルへ預けずに持ち込んだ物件について、ホテルの故意又は過失によって滅失・毀損等の損害が生じた際の賠償額の範囲を5万円に限定しているが貴社ホテルにおいて宿泊客の持ち込んだ物件を故意または重過失により滅失・毀損させた場合に生じる損害については、その損害賠償を一部であっても免除することはできないため不当条項（消費者契約法第8条1項2号及び第10条）に該当するといえます。

⇒改善のご連絡をいただきました。